## 手数料納付書請求書(宅建士新規登録・宅建士登録移転)

申請予定者住所	(₹	_	)			
氏名						

次の手数料納付に必要な納付書を送付してください。

必要な納付書の種類 (□にチェックを入れる)	宅地建物取引士新規登録 (37,000円)
	宅地建物取引士登録移転(宅建士証なし) (8,000円)
	宅地建物取引士登録移転(宅建士証あり) (登録移転 8,000 円+宅建士証交付 4,500 円) (注)現在有効な宅建士証(主任者証)をお持ちの方に限ります。

※送付先住所,氏名を明記し,必要な額の切手を貼付した返信用封筒(長型3号サイズ以上)を同封してください。切手については長型3号(定型)の場合は82円,それより大型の封筒(定型外)の場合は120円。

なお、定型封筒の場合は、納付書をミシン目で折り曲げた状態での封入となります。

## 〇提出先(申請予定者の住所地を管轄する事務所に提出してください。)

## • 宅建士新規登録

管轄区域	事務所名	所在地
県外	広島県土木建築局建築課 宅建業グループ	〒730-8511 広島市中区基町 10-52
県外 広島市,大竹市,廿日市市, 安芸高田市,江田島市, 安芸郡,山県郡	西部建設事務所 建設業課	〒732-0816 広島市南区比治山本町 16-12
呉市	西部建設事務所呉支所 管理課	〒737-0811 呉市西中央 1-3-25
竹原市,東広島市,豊田郡	西部建設事務所東広島支所 管理課	〒739-0014 東広島市西条昭和町 13-10
三原市,尾道市,福山市, 府中市,世羅郡,神石郡	東部建設事務所 管理課	〒720-8511 福山市三吉町 1-1-1
三次市,庄原市	北部建設事務所 管理課	〒728-0013 三次市十日市東 4-6-1

・宅建士登録移転(他県→広島県)広島県土木建築局建築課 宅建業グループ 〒730-8511 広島市中区基町 10-52